

2020年9月24日

東京都港区三田一丁目4番1号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役社長 門田 剛

吸収合併に関する事後開示事項

当社は、株式会社フィットハウス（以下、「フィットハウス」といいます。）との間で、2020年5月1日付で吸収合併契約を、同年5月22日付で合併契約変更覚書を締結し、2020年7月21日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フィットハウスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年7月21日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

会社法第784条の2の規定に基づく、吸収合併消滅会社に対しての本合併をやめることの請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社であるフィットハウスは、会社法第785条第3項及び第4項に基づき、2020年6月17日付で日刊工業新聞に公告を行いました。同条第1項の規定に基づく株式の買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社であるフィットハウスは、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社であるフィットハウスは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年6月17日付で官報及び日刊工業新聞による公告を行いました。異議申述期限までに、本合併について同条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併等をやめることの請求

会社法796条の2の規定に基づく、当社に対しての本合併をやめることの請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に基づき、2020年6月17日より電子公告を行いました。吸収合併存続会社である当社に対し、会社法第797条第1項の規定に基づく株式の買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年6月17日付で官報による公告を行い、同日より電子公告を行いました。異議申述期限までに本合併に同条第1項に基づく異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2020年7月21日をもって、フィットハウスから、その資産、負債その他の権利義務の全部を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併に係る会社法第921条の変更の登記をした日

2020年7月22日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

(1) 資本金等に関する事項

本合併により増加した当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。下記の資本金及び準備金等の額は、当社の財務状況、その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- ①資本金 0円
- ②資本準備金 0円
- ③その他資本剰余金 全額

(2) 資金の借入れ

当社は、運転資金及び新型コロナウイルス感染症の影響による不測の事態に備えた予備資金を目的とし、2020年7月21日付で、下記内容で株式会社コナカから資金の借入を行っております。

(1) 借入先	株式会社コナカ
(2) 借入金額	800百万円
(3) 返済方法	期限一括
(4) 借入実施日	2020年7月21日
(5) 返済期限	2020年9月30日
(6) 借入金利	年0.75%

以上

別紙 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)

2020年5月7日

吸収合併に係る事前開示事項

岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人

当社は、2020年5月1日開催の当社取締役会において、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下、「サマンサタバサ」といいます。)を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、サマンサタバサとの間で吸収合併契約(以下、「本合併契約」といいます。)を締結いたしました。本合併に係る会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 本合併対価の相当性に関する事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

会社名	サマンサタバサ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	1.4
本合併により 交付される株式数	サマンサタバサ 普通株式	30,555,417 株 (予定)

(注1) 株式の割当て比率

当社の普通株式1株に対して、サマンサタバサの普通株式1.4株を割当て交付します。ただし、当社が所有する自己株式(2020年5月9日現在9,702株)については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式数

サマンサタバサは、本合併に際して、サマンサタバサの普通株式30,555,417株(予定)を本合併が効力を生ずる時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)の当社株主(ただし、本合併に関して会社法第785条第1項に定める反対

株主の株式買取請求権を行使した株主を除きます。)に対して、割当て交付する予定です。本合併により交付する上記株式数は、当社の2019年8月20日時点における普通株式の発行済株式総数及び当社が所有する自己株式数(2020年5月9日現在9,702株)を前提として算出しております。

(注3) 1株に満たない端数部分の取り扱い

本合併によりサマンサタバサの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社株主の皆様に対し、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額を現金で支払います。

(注4) 単元未満株式の取り扱い

本合併に伴い、サマンサタバサの単元未満株式(100株未満)を保有することとなる当社株主の皆様は、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はございますが、東京証券取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。この単元未満株式につきましては、当該単元未満株式を保有することとなる当社株主の皆様において、サマンサタバサに対し、会社法第192条第1項に基づき、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することが可能です。

(2) 本合併に係る割当ての内容の根拠及び理由

上記①「本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併に係る割当比率(以下、「本合併比率」といいます。)の決定にあたっては、その公正性・妥当性を期すため、当社はピナクル株式会社(以下、「ピナクル」といいます。)を合併比率の算定に関する第三者算定機関として選定の上、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼しております。一方、サマンサタバサはベネディ・コンサルティング株式会社(以下、「ベネディ」といいます。)を合併比率の算定に関する第三者算定機関として選定の上、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼したとのことです。

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるピナクル及びサマンサタバサの第三者算定機関であるベネディは、当社及びコナカ並びにサマンサタバサの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

ピナクルは、合併比率の算定にあたり、上場会社であるサマンサタバサについては、サマンサタバサの株式が東京証券取引所マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準方式(2020年4月30日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける基準日終値、基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF方式」といいます。)を、それぞれ採用いたしました。

次に、当社については、非上場会社であるものの、比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比準方式による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を、それぞれ採用いたしました。各手法に基づく評価結果を総合的に勘案して本合併の合併比率の評価を行っております。DCF方式は、サマンサタバサについては、サマンサタバサから提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画を算定の基礎といたしました。当社については、当社から提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画、直近までの業績の動向及び2020年8月期における業績見込みを算定の基礎といたしました。

ピナクルがDCF方式による算定の基礎とした当社及びサマンサタバサの将来の事業計画等のうち、当社の2020年8月期における業績見込みにおいて、当社は新型コロナウイルス感染症の蔓延による非常事態宣言、2019年10月に施行の消費税増税、天候不順等の一過性の影響による大幅な減益を見込んでおります。

ピナクルが各評価手法に基づき算出した合併比率(当社の普通株式1株に対して交付するサマンサタバサの普通株式の割当数)は以下のとおりです。

採用方法		合併比率の算定のレンジ
サマンサタバサ	当社	
市場株価基準方式	類似会社比準方式	0.40~1.24
DCF方式	DCF方式	1.15~4.07

ピナクルは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したこれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、合

併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でピナクルに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ピナクルは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。ピナクルによる合併比率の算定は、当社の財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

一方、サマンサタバサによれば、ベネディは、合併比率の算定にあたり、上場会社であるサマンサタバサについては、サマンサタバサの株式が東京証券取引所マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準方式(2020年4月28日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける基準日終値、基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としているとのことです。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を、それぞれ採用したとのことです。

次に、当社については、非上場会社であるものの、比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比準方式による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を、それぞれ採用したとのことです。各手法に基づく評価結果を総合的に勘案して本合併の合併比率の評価を行っているとのことです。DCF方式では、サマンサタバサについては、サマンサタバサから提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画を算定の基礎としたとのことです。当社については、当社から提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画、直近までの業績の動向及び2020年8月期における業績見込みを算定の基礎としたとのことです。

ベネディがDCF方式による算定の基礎とした当社及びサマンサタバサの将来の事業計画等のうち、当社の2020年8月期における業績見込みにおいて、当社は新型コロナウイルス感染症の蔓延による非常事態宣言、2019年10月に施行の消費税増税、天候不順等の一過性の影響による大幅な減益を見込んでおります。

ベネディが各評価手法に基づき算出した合併比率(当社の普通株式1株に対して交付するサマンサタバサの普通株式の割当数)は以下のとおりとのことです。

採用方法		合併比率の算定のレンジ
サマンサタバサ	当社	
市場株価基準方式	類似会社比準方式	0.52～1.23
DCF方式	DCF方式	0.92～3.57

ベネディは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したこれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でベネディに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、ベネディは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていないとのことです。ベネディによる合併比率の算定は、当社の財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としているとのことです。

(iii) 算定の経緯

上記(i)及び(ii)のとおり、当社はピナクルに対し、サマンサタバサはベネディに対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼しました。当社及びサマンサタバサは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、各社において両社の財務状況、資産状況、業績動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、これらを踏まえ両者間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、当社は、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、取締役会において本合併比率を決定し、サマンサタバサとの間で本合併比率を合意いたしました。

(3) サマンサタバサの資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本合併により増加するサマンサタバサの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、本合併契約に基づきサマンサタバサが定めます。上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額とするとのことです。

(4) 合併対価としてサマンサタバサの普通株式を選択した理由

当社及びサマンサタバサは、本合併対価として、吸収合併存続会社となるサマンサタバサの普通株式を選択いたしました。サマンサタバサの普通株式は、当社株式の所有数に応じて一部の当社株主において単元未満株式の割当てのみを受けられる可能性はあるものの、基本的には、吸収合併存続会社となるサマンサタバサの普通株式を受け取ることにより、本合併によるシナジー効果を楽しむことが可能であることを考慮して、サマンサタバサの普通株式を本合併対価とすることが適切であると判断いたしました。

本合併における吸収合併存続会社であるサマンサタバサの普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズに上場されております。東京証券取引所は、本合併に関し、本合併が実施された場合、サマンサタバサは実質的な存続会社でないと認められることから、サマンサタバサの普通株式が、本合併の効力発生日から「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入る見込みであることを、2020年5月1日付で公表いたしました。サマンサタバサは、サマンサタバサの普通株式の上場が維持されている猶予期間（東京証券取引所の公表によれば2020年7月1日から2024年2月29日となる見込み）内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしていくとのことです。

(5) 共通支配下関係にある場合は、吸収合併における少数株主保護に関する事項

当社とサマンサタバサとは共通支配下関係にないため、該当事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

(1) サマンサタバサの定款の定め

別紙2のとおりです。

(2) 合併対価の換価方法に関する事項

(i) 合併対価を取引する市場

東京証券取引所マザーズ

- (ii) 合併対価取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

サマンサタバサの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

- (iii) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項

サマンサタバサの東京証券取引所マザーズにおける過去6ヶ月間の月別最高・最低株価(終値)は次のとおりです。

月別	2020年4月	2020年3月	2020年2月	2020年1月	2019年12月	2019年11月
最高(円)	136	182	256	279	266	261
最低(円)	117	130	174	257	251	246

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (i) サマンサタバサの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (ii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (iii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な

債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

サマンサタバサは、2019年5月23日付定時株主総会の決議に基づき、2019年5月24日付で、その資本準備金の額を22億5,260万円減少し、同日、当該減少により増加した同額のその他資本剰余金の額のうち、14億9,304万8,064万を、欠損填補に当てる旨の剰余金の処分を行いました。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本合併を行うにあたり、本合併の効力発生日以後におけるサマンサタバサの債務の履行に関し、以下のとおり判断いたしました。

サマンサタバサの最終事業年度(2019年2月28日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ12,918,042千円及び10,017,235千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、当社の最終事業年度の末日(2019年8月20日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ16,898,460千円及び5,882,420千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、上記の各事業年度末日以降本日までの間、サマンサタバサ及び当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日において、効力発生後のサマンサタバサの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、効力発生日以後において、本合併後のサマンサタバサが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後におけるサマンサタバサの債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約

合併契約書

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「甲」という。）と株式会社フィットハウス（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社（甲）
商号：株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
住所：東京都港区三田一丁目4番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社（乙）
商号：株式会社フィットハウス
住所：岐阜県可児市下恵土 868 番地

第2条 （本合併に際して乙の株主に交付する株式の内容に関する事項等）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式（但し、会社法第 785 条の規程に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。以下、本条において同じ）の総数に 1.4（以下、かかる数値を「本合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を発行し、交付する。
2. 甲は、本合併に際して、各割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前項により乙株主に交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第3条 （資本金、準備金等の額に関する事項）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条又は第 36 条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第4条 （本合併の効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は、2020 年 7 月 1 日（以下、次項に基づく変更後の日を含め「本効力発生日」という。）とする。
2. 甲及び乙は、本合併の手續上の必要が生じた場合その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。この場合、乙は、

変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第5条 （株主総会による承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。

第6条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行わなければならない。甲及び乙は、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条 （本合併の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約の締結後本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動を生じたとき、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条 （本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において第5条に定める承認が得られない場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等に定められた関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第9条 （管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する解釈および紛争の一切について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条 （本契約に定めのない事項）

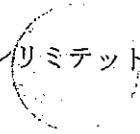
本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを定める。

(以下 余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲及び乙がこれを保有する。

2020 年 5 月 1 日

甲 東京都港区三田一丁目 4 番 1 号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役 門田 剛



2020年5月1日

乙 岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人



別紙2 吸収合併存続会社の定款

定 款

(令和元年12月11日現在)

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドと称し、英文では Samantha Thavasa Japan Limited と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品の企画、開発、製造加工、輸出入、販売及び割賦販売斡旋業
 - (1) 衣服・服地
 - (2) 装身具・服飾雑貨
 - (3) 靴・鞆
 - (4) 家具・寝具・室内装飾品・インテリア小物・美術品
 - (5) 家庭用電気製品
 - (6) 化粧品及び医薬部外品
2. 菓子の販売及び飲食店業
3. 各種情報処理サービス業及び情報提供サービス業
4. インターネットを利用した電子商取引事業
5. 通信販売業
6. 酒類の販売及び輸出入
7. 国産、輸入たばこ並びに喫煙具類の販売
8. 古物の売買
9. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証
10. 割賦販売業、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査及び計算事務代行業
 11. クレジットカード業
 12. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
 13. 物品賃貸業及びその仲介並びに代理業
 14. 投資及び投資に関する調査
 15. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用
 16. 建築物並びに建築・設備工事の企画、設計、施工、管理及び請負
 17. インテリアデザインの企画、設計及び施工並びにインテリア用品の販売
 18. 医療、スポーツ、飲食、宿泊、売店等の施設の運営及び管理
 19. 宿泊施設、スポーツ施設等の利用に関する会員権の売買及びこれらの仲介、代理業
 20. 放送番組の企画、制作及び販売
 21. 映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、制作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信提供サービスの提供
 22. 広告の企画、制作及び広告代理店業

- 23. 書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作及び販売
- 24. イベントの企画及び運営
- 25. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- 26. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- 27. キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業
- 28. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、134,400,000 株とする。

(単元株式数)

- ② 当社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第 7 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 0 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。

(招集地)

第 1 1 条 株主総会は本店所在地又はその隣接地において招集する。

(招集権者及び議長)

第 1 2 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第 1 3 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第 1 4 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 5 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 1 6 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(解任)

第22条 取締役を解任する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役が、取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

- ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議決方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 4 1 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 4 2 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 4 3 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該提示株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 4 4 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 4 5 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 6 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 4 7 条 剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 4 8 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 4 9 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の配当金には、利息をつけない。

平成	6年	3月	10日	制定	
平成	12年	9月	25日	改訂	
平成	13年	4月	23日	改訂	
平成	15年	9月	1日	改訂	
平成	16年	3月	1日	改訂	
平成	16年	3月	8日	改訂	
平成	16年	7月	22日	改訂	
平成	17年	9月	26日	改訂	
平成	18年	5月	30日	改訂	
平成	21年	5月	28日	改訂	
平成	22年	1月	6日	附則削除	
平成	22年	5月	28日	改訂	
平成	23年	5月	26日	改訂	附則削除
平成	25年	6月	1日	改訂	
平成	26年	3月	1日	改訂	
平成	28年	5月	25日	改訂	
平成	30年	5月	23日	改訂	
令和	元年	12月	11日	改定	

別紙3 吸収合併存続会社の計算書類等

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,261,719	流動負債	6,557,897
現金及び預金	1,213,672	支払手形及び買掛金	856,804
受取手形及び売掛金	2,189,040	1年内返済予定の長期借入金	4,456,259
商品及び製品	5,008,368	未払金	73,691
原材料及び貯蔵品	160,294	未払費用	730,027
前渡金	500	未払法人税等	130,398
前払費用	147,487	未払消費税等	94,740
繰延税金資産	207,659	賞与引当金	115,157
未収入金	131,376	その他	100,818
関係会社立替金	188,343	固定負債	3,459,337
その他	15,606	長期借入金	3,286,356
貸倒引当金	△628	預り保証金	95,028
固定資産	3,656,322	その他	77,953
有形固定資産	771,261	負債合計	10,017,235
建物	613,010	純資産の部	
車両運搬具	14,242	株主資本	2,892,151
什器備品	142,354	資本金	2,132,600
建設仮勘定	1,653	資本剰余金	2,252,600
無形固定資産	305,524	資本準備金	2,252,600
商標権	116,757	利益剰余金	△1,493,048
ソフトウェア	182,801	その他利益剰余金	△1,493,048
電話加入権	5,965	繰越利益剰余金	△1,493,048
投資その他の資産	2,579,536	評価・換算差額等	8,654
投資有価証券	90,624	その他有価証券評価差額金	8,654
関係会社株式	279,538		
差入保証金	1,670,947		
長期前払費用	35,838		
繰延税金資産	36,201		
関係会社長期貸付金	2,040,000		
関係会社長期立替金	273,739		
その他	9,160		
貸倒引当金	△1,856,512	純資産合計	2,900,806
資産合計	12,918,042	負債・純資産合計	12,918,042

損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,359,313
売上原価		5,645,270
売上総利益		13,714,043
販売費及び一般管理費		12,814,371
営業利益		899,671
営業外収益		
受取利息	6,716	
受取配当金	501	
為替差益	18,666	
貸倒引当金戻入額	158,299	
その他	4,144	188,329
営業外費用		
支払利息	21,444	
貸倒引当金繰入額	422,267	
その他	3,616	447,328
経常利益		640,672
特別損失		
固定資産除却損	25,868	
関係会社株式評価損	299,999	
減損	257,409	
その他	8,501	591,778
税引前当期純利益		48,893
法人税、住民税及び事業税	60,900	
法人税等調整額	1,487,197	1,548,097
当期純損失		1,499,204

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,132,600	2,252,600	50,000	132,636
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△176,480
当期純損失				△1,499,204
別途積立金の取崩			△50,000	50,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△50,000	△1,625,684
当 期 末 残 高	2,132,600	2,252,600	—	△1,493,048

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	4,567,836	17,830	4,585,667
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	△176,480		△176,480
当期純損失	△1,499,204		△1,499,204
別途積立金の取崩	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△9,175	△9,175
当期変動額合計	△1,675,684	△9,175	△1,684,860
当 期 末 残 高	2,892,151	8,654	2,900,806

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a) 商品・製品 移動平均法

b) 貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～22年
車両運搬具	4～6年
什器備品	2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用 均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,033,714千円
2. 区分表示されたもの以外で、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	1,395,500千円
関係会社に対する短期金銭債務	97,530千円
関係会社に対する長期金銭債務	95,028千円
3. 債務保証
下記の関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド	500,000千円
------------------------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	396,809千円
仕入高	86,030千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	6,557千円
------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

たな卸資産評価損	373,722千円
賞与引当金	35,261千円
未払事業税	18,281千円
法定福利費	4,883千円
その他	64,277千円
評価性引当額	△288,766千円
計	207,659千円

繰延税金資産(固定)

繰越欠損金	816,434千円
関係会社株式評価損	471,228千円
貸倒引当金	568,464千円
減損損失	119,862千円
その他	93,781千円
評価性引当額	△2,029,751千円
計	40,020千円

繰延税金負債(固定)

その他有価証券評価差額金	3,819千円
計	3,819千円

繰延税金資産の純額

243,860千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 バーンデスト ローズジャパ ンリミテッド	直接100.0%	役員の兼任	貸付金返済 利息の受取 債務の保証	500,000 5,688 500,000	関係会社 長期貸付金 — —	1,670,000 — —
	Samantha Thavasa China Limited	直接100.0%	役員の兼任	商品の販売	51,226	売掛金	871,387
	Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	間接100.0%	役員の兼任	商品の販売	170,570	売掛金	247,119
	SAMANTHA THAVASA USA, INC.	直接100.0%	役員の兼任	—	—	関係会社 長期立替金	206,695
	株式会社サ マンサタバ サリゾート	直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付	270,000	関係会社 長期貸付金	270,000

(注) 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計1,856,512千円の貸倒引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	株式会社 ケイティ エム	—	役員の兼任	店舗賃借	23,040	前払費用	2,073
	株式会社 ティ ブレーション	—	役員の兼任	業務委託	18,000	—	—

(注) 上記1及び2の金額のうち、取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 82円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失金額 | 42円48銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分

2019年4月11日開催の取締役会において、2019年5月23日開催予定の定時株主総会に「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

純資産の部の構成の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及び額

資本準備金の額	2,252,600,000円
---------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	2,252,600,000円
----------	----------------

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条に基づき、上記振り替え後のその他の資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	1,493,048,064円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,493,048,064円
---------	----------------

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日	2019年4月11日
(2) 株主総会決議日	2019年5月23日
(3) 効力発生日	2019年5月24日

5. その他の重要な事項

本件は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、当社の損益及び純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られた一方、米国新政権の政策や欧州における政治リスク、アジア諸国の経済動向等、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な関連業界である百貨店を含む小売業界におきましては、消費者の低価格志向が引き続き強く、個人消費は伸び悩んでおり、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは、「良い人、良い場所、良い商品、良い宣伝」の実施を事業戦略にかかげ、効果的な店舗展開とプロモーション活動及び商品戦略などを展開してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期に行った選択と集中による事業再編に伴う店舗の整理による店舗数の減少(前年度比で56店舗の減少)の影響もあり、277億44百万円(前年度比13.7%減)となりました。

売上総利益率は、原価低減に努めた結果、前年度比2.8ポイント増の68.5%となりましたが、減収により売上総利益額は190億17百万円(前年度比10.0%減)となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費・広告宣伝費、販売促進費及び業務委託費の見直しを行ったことにより、販売費及び一般管理費の対売上高比率は、前年度比4.6ポイント減の66.2%となりました。この結果、営業利益は6億64百万円(前年度は16億53百万円の損失)となりました。

営業外損益は、支払利息32百万円など合計53百万円を営業外費用に計上し、経常利益は6億19百万円(前年度は17億36百万円の損失)となりました。

特別損益は、固定資産除却損72百万円、減損損失2億57百万円など合計3億38百万円を計上し、税金等調整前当期純利益は2億81百万円(前年度は51億3百万円の損失)となりました。

また、当社は、当期構造改革により収益体質となったものの、現時点での将来計画を保守的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討し、繰延税金資産の一部を取崩すことによる法人税等調整額を含む、法人税等合計16億42百万円を計上いたしました。このため、親会社株主に帰属する当期純損失は13億37百万円(前年度は36億69百万円の損失)となりました。

当連結会計年度における当社グループの主な取組みは以下のとおりであります。
<店舗展開について>

出店戦略として、選択と集中による事業再編に伴う低採算店舗の整理、ブランド変更や店舗統合を行ってまいりました。事業別の出退店数、主な店舗は以下のとおりであります。

バッグ事業においては、8店舗の出店(49店舗の退店)となりました。国内では「Samantha Thavasa(サマンサタバサ)」を神戸大丸に、「Samantha Thavasa Petit Choice(サマンサタバサプチチョイス)」を神戸マルイに出店いたしました。また、JR川崎駅西口に直結する大型商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」に「Samantha Vega(サマンサベガ)&Samantha Thavasa Petit Choice」を出店いたしました。

ジュエリー事業においては、4店舗の退店となりました。

アパレル事業においては、4店舗の出店(6店舗の退店)となりました。「Swingle(スウィングル)」を名古屋パルコとジェイアール名古屋タカシマヤに、「And Couture(アンドクチュール)」を名古屋パルコと仙台エスパルに出店いたしました。

海外においては12店舗の出店(11店舗の退店)となりました。韓国において「Samantha Thavasa」を釜山市の「新世界百貨店セントムシティ」と「ロッテプレミアムアウトレットキムヘ」及び、水原市の大型商業施設「AKプラザ百貨店」に出店いたしました。また、台湾において販売代理店契約を締結し、台湾随一の百貨店「遠東SOGO台北忠孝館」に「Samantha Thavasa」及び「Samantha Vega」を、桃園市の大型ショッピングモール「Tai Mall」に「Samantha Thavasa」を出店いたしました。

また、アパレル事業の株式会社エストが連結子会社からはずれたことに伴い、10店舗減少しております。

その結果、当社グループ合計で前年度末比で56店舗純減し、当連結会計年度末の店舗数は333店舗となりました。

<プロモーション活動について>

プロモーション活動として、多数のファッション誌への掲載や各種イベント・キャンペーン、TVCMなどを行ってまいりました。

「Samantha Thavasa(サマンサタバサ)」の2018年春夏のブランドイメージに合わせ、日米を代表するミレニアル世代をキャスティングしたドラマ仕立てのLOVEストーリーを2018年3月にTVCMにて放映いたしました。

また、連動企画としてTVCMの詳細を鑑賞できるwebドラマをサマンサタバサ公式YouTubeにて配信いたしました。

そして、ウェブベルマーク協会を通じてチャリティリレーを行い、YouTube再生回数を対象とした寄付を実施いたしました。

また、2018年3月から「Samantha Vega(サマンサベガ)」においてEXILE/GENERATIONS from EXILE TRIBEの白濱亜嵐さん、オースティン・マホーンさんをはじめとする男女8人が夏休みにロサンゼルスマリブビーチで出逢うストーリーをTVCMにて放映し、WebドラマとしてYouTubeにて配信いたしました。そして、サマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアにおいて、共演した白濱亜嵐さんとオースティン・マホーンさんをゲストに迎え、Webドラマ新作発表会を開催し、両氏によるトークショーを実施いたしました。

また、近未来のアンドロイド雇用にいち早く着手し、サマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアにおいて、アンドロイドの「Samantha U(サマンサユー)」を研修生として雇用いたしました。3月に開催したお披露目会はTV・Webメディアで多数報道されました。

2018年5月には、幕張メッセで開催された「GirlsAward(ガールズアワード)」にバッグ事業から「Samantha Thavasa」が、アパレル事業から「REDYAZEL(レディアゼル)」が参加いたしました。会場には、小泉成器株式会社との協業により誕生し、世界的権威のデザイン賞「レッド・ドット・デザイン賞」プロダクト・デザイン2018を受賞した温風カールアイロン「nano airy(ナノエアリー)」を体感できる特設ブースを設置いたしました。「nano airy」は2018年10月に「ドイツデザインアワード2019」において部門優秀賞も獲得いたしました。そして、YouTubeチャンネル登録者数国内最多を誇り、若年層より支持されている人気クリエイター「はじめしゃちょー」がランウェイにてコラボレーション商品の発表を行いました。また、東京スカイツリータウン1Fソラマチひろば及びサマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアにおいて「はじめしゃちょー」をゲストに迎え発売記念イベントを実施いたしました。

当社グループが主催する女子ゴルフトーナメントである「サマンサタバサガールズコレクション・レディーストーナメント2018」を、2018年7月に、茨城県・イーグルポイントゴルフクラブで開催し、大会3日間で約1万4千人の方にご来場いただきました。また、当社所属の香妻琴乃プロがマンシングウェア東海クラシックにおいてツアー初優勝し、当社のゴルフ店舗において優勝記念フェアを開催いたしました。また、ウェア契約の勝みなみプロが大王製紙エリエールレディスオープンにおいて優勝いたしました。

2018年11月に、サマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアにおいてゲストに新田真剣佑さんを迎えクリスマスツリー点灯式を開催いたしました。また、2019年に創業25周年を迎えるサマンサタバサの「25周年YEAR」キャンペーンの発表を実施いたしました。そして、新田真剣佑さんが出演するクリスマスムービーをサマンサタバサ公式YouTubeにて公開いたしました。「-愛し

てる。－を伝えに行こう。」をテーマに2018年のサマンサタバサのクリスマスを彩りました。

2018年12月に、東京、名古屋、大阪の当社のゴルフ店舗において「サマンサガールズクリスマス」と題し、当社所属及び契約プロ来店イベントを開催いたしました。

2019年2月に、渋谷ヒカリエにおいて「Samantha Thavasa 25周年キック・オフ発表会」を開催いたしました。25年間に会ったすべての皆様、そしてこれから出会うすべての方々に感謝を込めたサプライズを通し、沢山の笑顔を生み出していきたいという想いを込めて「“365”の－夢を叶える－」プロジェクトの概要を発表いたしました。新田真剣佑さん、オースティン・マホーンさん、白濱亜嵐さん、白石麻衣さんをはじめとした多数のゲストが彩りました。

<オムニチャネル戦略について>

今後も増加が見込まれる中国人を中心とした訪日客に対する快適なショッピングサポートを目指し、株式会社ジャックスと提携し、中国最大の決済サービス「アリペイ(支付宝)」を2018年3月にサマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアにおいて導入し、その後、他の店舗への導入を行っております。

そして、仮想通貨・ブロックチェーン企業である株式会社bitFlyer が提供するビットコインによる決済サービス「bitFlyerウォレット」も導入いたしました。

また、店舗社員のコーディネートを自社ECサイトやSNSへ投稿する「STAFF START(スタッフスタート)」を導入し、投稿した画像からのEC売上評価やSNS経由売上評価を行うことによる成果の可視化を開始いたしました。今後も店舗社員がEC上においても活躍できる仕組みづくりを行いお客様サービスの向上に努めてまいります。

2018年6月に、サマンサタバサスイーツを取り扱うオンラインショップを出店いたしました。オリジナルスイーツをはじめ、様々なコラボレーションスイーツを全国のお客様にお楽しみいただける運営を目指してまいります。

2018年7月に、サマンサタバサ公式スマートフォンアプリ（以下「公式アプリ」）に新たにスタッフフォロー機能を実装いたしました。店舗社員とお客様との間で、相互にコミュニケーションを取ることができるようになりました。個別接客の機会を増やすことにより、再来店及び再購入を促進いたします。

そして、株式会社プレイドが提供する顧客体験プラットフォーム「KARTE(カルテ)」のアプリ向けサービス「KARTE for App」を導入いたしました。ECサイトや「公式アプリ」を訪問されるお客様の購買行動の解析を深耕し、一人ひとりのお客様に合わせた感動創造接客（体験）を提供いたします。

今後は「公式アプリ」と「KARTE」を連動し、最適なコミュニケーションによる顧客満足度の最大化に努めてまいります。

2018年10月に、ファッションブランドとして国内初となる店舗向け「Amazon Pay」のスマホ決済サービスをNIPPON Tablet株式会社と協業し東京、神奈川、大阪の4店舗へ導入いたしました。

<商品戦略について>

商品戦略として、各ブランドにおいて話題性のある多くの商品を販売いたしました。

バッグ事業においては、グローバルブランドへの更なる一歩として、アメリカ西海岸生まれのライフスタイル提案型セレクトショップ「Fred Segal(フレッドシーガル)」とコラボレーションを行い、オンラインショップにて先行予約販売し、その後全国の店舗にて販売を開始いたしました。

2018年3月に5年目を迎えた「美少女戦士セーラームーン」× ISETANコラボレーションイベント「Let's Have a "Moonlight"& "Starlight" Party!」が伊勢丹新宿店本館、名古屋ISETANHAUS及び大阪ルクアイーレにおいて開催され「Samantha Vega(サマンサベガ)」、「Samantha Thavasa Petit Choice(サマンサタバサプチチョイス)」及び「Samantha Tiara(サマンサティアラ)」の3ブランドでコラボレーション商品を発売いたしました。

2018年5月に、「Samantha Vega」において、千葉商科大学サービス創造学部の学生の皆様が運営する、プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツ」の活動を通じたプロジェクト「千葉ジェッツプロジェクト」とのコラボレーションを行い、学生の皆様のアイデアを基に新しいスポーツ観戦の魅力を創造するデザイン及び機能性を追求したコラボレーション商品を発売いたしました。

2018年6月には、サマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアにおいて、新田真剣佑さんが出演する映画「OVER DRIVE」の店内イベントを実施し、映画公開を記念したコラボレーションバッグ、アクセサリを販売いたしました。

2018年8月には、「Samantha Thavasa(サマンサタバサ)」及び「Samantha Thavasa Petit Choice」において、プロ野球チーム北海道日本ハムファイターズとのコラボレーションを行い、「サマンサタバサスイーツ&トラベル新千歳空港店」限定で販売を開始いたしました。

ジュエリー事業においては、「Samantha Tiara」が、創業130周年を迎えたデビアスグループのダイヤモンドブランド「Forevermark(フォーエバーマーク)」とのブライダルコラボレーションを展開いたしました。婚約・結婚という大切な人生の節目に向けて、エンゲージリング及びマリッジリングを展開いたしました。

また、「Samantha Tiara」においてタレントの紗栄子さんと人気ファッション誌「sweet」とコラボレーションしたジュエリーコレクションを発売いたしました。

2018年8月に、「Samantha Thavasa」において、新田真剣佑さんとソフィア・リッチーさんをプロモーションモデルに起用したWEB、SNS、店頭放映用のムービー及びビジュアルを制作し、秋の新作として、オリジナリティーやディテールにこだわったボア素材を使用した商品を展開いたしました。

2018年10月に、ハリー・ポッター最新作「ファンタスティック・ビーストと黒い魔法使いの誕生」の劇場公開に先駆け、ファンタスティック・ビースト&ハリー・ポッター「魔法ワールドコレクション」の発売を開始いたしました。また、サマンサタバサ表参道GATES ポップアップデジタルストアの外壁LEDに映画のダイジェスト映像をはじめとした「ハリー・ポッター」の映像を投影いたしました。

2019年2月に、挙式・披露宴の企画・運営を主たる事業として展開する株式会社エスクリと提携し、「Samantha Wedding」の販売を開始いたしました。サマンサティアラのジュエリーボックスをモチーフにしたオリジナルのウエディングケーキやサプライズコンテンツなど、サマンサタバサの世界観を表現したウエディングプランを提供いたします。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、5億25百万円であり、その主なものは、新規出店投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、企業収益及び雇用・所得環境の改善が続
き、緩やかな景気回復が継続するものと期待される一方で、中国経済の減速や貿
易摩擦の激化が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くものと思われま
す。

また、2019年10月には消費税の増税が予定されており、個人消費の動向につ
きましては、節約志向の高まりなどにより、厳しい状況が続くものと予想され
ます。

このような状況のもと当社グループは、「日本発世界ブランドへ」、「企業価値の
向上」というグループ目標の実現に向けて、生産性を上げ成果にこだわった経営
を推進してまいります。

また、事業再編による財務体質の健全化、事業体質の強化により、市場及び商
圏の変化へ対応した経営に努めてまいります。

具体的な課題としては、以下のものが挙げられます。

① 店舗運営の効率化

当社グループは、店舗業務の効率化・省力化及び本部機能を強化するために、
積極的に販売・在庫管理業務のシステム化を推進してまいりました。今後につ
いても店舗網の拡大に対応すべく、一層のシステム化を進めていくとともに、
店舗運営の効率化を図るための店舗運営マニュアルなどを随時改訂しておりま
す。

② 内部管理体制

当社グループの円滑な拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握
し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、従来以上に大切であると
考えております。こうした観点から、内部管理体制の一層の充実を図ってまい
ります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、継続的な新規出店を行っているため、店舗従業員の確保・
育成は重要な経営課題であります。そのため、出店ペースに見合った人材の確
保・育成を行い、顧客に対するサービスの一層の向上を図ってまいります。

④ ビジネスプロセスの効率化

当社グループは、より一層のビジネスプロセスの効率化を図るために、原材
料の調達から製造、流通、販売という、生産から最終需要にいたる製品供給の
流れについて、部門間で情報を相互に共有・管理するための情報システムの充
実を図ってまいります。

⑤ 海外事業の推進

当社グループは、「日本発世界ブランドへ」をスローガンに、積極的に海外事
業を推進し、事業規模の拡大を図るとともに、グローバルブランドとして認知、
支持されるための施策を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移
(企業集団の財産及び損益の状況)

区分	第22期	第23期	第24期	第25期 (当連結会計年度)
	2016年2月期	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
売上高(千円)	43,409,443	35,446,389	32,158,306	27,744,364
経常利益(千円)	1,955,641	445,475	△1,736,339	619,973
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	121,686	△470,394	△3,669,399	△1,337,594
1株当たり当期純利益(円)	3.45	△13.33	△103.96	△37.90
総資産(千円)	24,709,508	21,717,678	16,718,832	14,133,794
純資産(千円)	9,474,930	8,691,548	4,617,871	3,200,759
1株当たり純資産額(円)	264.10	242.06	129.15	85.43

(注) △印は損失を表示しております。

(事業報告作成会社の財産及び損益の状況)

区分	第22期	第23期	第24期	第25期 (当事業年度)
	2016年2月期	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
売上高(千円)	32,828,225	26,366,203	23,186,292	19,359,313
経常利益(千円)	3,304,684	906,720	△1,477,417	640,672
当期純利益(千円)	△508,387	△1,064,887	△3,365,635	△1,499,204
1株当たり当期純利益(円)	△14.40	△30.17	△95.35	△42.48
総資産(千円)	23,483,681	20,411,412	15,802,228	12,918,042
純資産(千円)	9,718,535	8,308,825	4,585,667	2,900,806
1株当たり純資産額(円)	275.34	235.40	129.92	82.19

(注) △印は損失を表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社バンデストロージパンリミテッド	19百万円	100.0%	アパレルの企画・製造・販売
ノーマディック株式会社	10百万円	100.0%	バッグ等の企画・製造・販売
SAMANTHA THAVASA USA, INC.	200万USドル	100.0%	バッグの販売
Samantha Thavasa China Limited	200万香港ドル	100.0%	バッグ・アパレル等の販売
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	3,600万中国元	100.0%	バッグの販売
Samantha Thavasa Singapore Pte.Ltd.	40万シンガポールドル	51.0%	バッグの販売
STL Co., Limited	120億5千韓国ウォン	50.0%	バッグの企画・製造・販売

(注) 連結対象子会社は上記7社を含め8社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主な事業とする「ファッションブランドビジネス」を行っております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数
1,634名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,175名	194名減	27.9歳	4.8年

(9) 主要な借入先の状況

借入会社	借入先の名称	借入額(千円)
当社	株式会社三井住友銀行	4,009,806
	株式会社みずほ銀行	2,325,625
	株式会社三菱UFJ銀行	948,714

(10) 主要な事業所

会社名	所在地	店舗数
当社	本社：東京都港区	234
株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド	本社：東京都港区	58
ノーマディック株式会社	本社：東京都港区	—
SAMANTHA THAVASA USA, INC.	本社：Delaware, USA	1
Samantha Thavasa China Limited	本社：Causeway Bay, Hong Kong	1
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	本社：中国上海市	4
Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.	本社：Tan Chong Tower Singapore	3
STL Co., Limited	本社：大韓民国ソウル市	26

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 134,400,000株

(2) 発行済株式の総数 35,296,000株

(3) 株主数 16,693名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
寺田和正	千株 22,093	% 62.59
清水優	1,655	4.68
五味大輔	400	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	249	0.70
金室貴久	203	0.57
宮澤久徳	184	0.52
河原塚隆史	174	0.49
日本証券金融株式会社	173	0.49
山下良久	129	0.36
青木拓憲	100	0.28

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺田 和 正	SAMANTHA THAVASA USA, INC. 代表取締役 株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド 代表取締役 Samantha Thavasa Singapore Pte.Ltd. 代表取締役 Samantha Thavasa China Limited 代表取締役 Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited 代表取締役 STL Co., Limited 代表取締役
専務取締役	藤田 雅 章	ノーマディック株式会社 代表取締役
常務取締役	菅原 隆 司	
取締役	小嶋 裕 之	
取締役	守屋 宏 一	弁護士 株式会社タムラ製作所社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社社外監査役
常勤監査役	永末 真 也	
監査役	井上 繁 城	公認会計士・税理士 税理士法人あい会計社社員
監査役	野本 昌 城	弁護士 野本法律会計事務所代表 大林道路株式会社社外監査役 岡本硝子株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役守屋宏一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役永末真也氏、監査役井上繁氏及び監査役野本昌城氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役永末真也氏及び監査役井上繁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役守屋宏一氏、監査役井上繁氏及び監査役野本昌城氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 2018年5月23日開催の第24回定時株主総会において、小嶋裕之氏及び守屋宏一氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
6. 2018年5月23日開催の第24回定時株主総会において、永末真也氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
7. 取締役守屋宏一氏、監査役永末真也氏、監査役井上繁氏及び監査役野本昌城氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
関本 哲也	2018年5月23日	任期満了	取締役
守屋 宏一	2018年5月23日	任期満了	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	60,649千円 (4,050千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	16,575千円 (16,575千円)
合計	10名	77,225千円

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	守屋 宏一	社外取締役就任後に開催の取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	永末 真也	社外監査役就任後に開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	井上 繁	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	野本 昌城	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)に係る報酬等の額	40,800千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合計額	40,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は、合計40,800千円となっております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制システムとして取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理規程、個人情報管理基本規程等の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時に閲覧等のアクセスが可能となるよう、検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る損失の危険管理のため、リスク管理規程を関係子会社を含めて全社員に徹底し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に把握されるような体制を整備し、全社的な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置して、会社が被る損害を防止または最小限に止める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、定期的に代表取締役社長・専務取締役を含むトップ会議において各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- ② 「業務分掌並びに権限規程」により、各業務の執行に当たる取締役の権限の範囲、責任の所在等の具体的内容を明記する。
- ③ 内部監査担当部門が、「内部監査規程」に基づき、定期的に、場合によっては臨時に、監査役を同行するなどして徹底した内部監査を行い、終了後、代表取締役社長及び取締役会に対して、適時に、改善を摘示した監査報告書を提出する。

(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎を確立するため、サマンサタバサ・グループの行動指針として定めた「THE Samantha Thavasa CODE」及び「コンプライアンス基本規程」を関係子会社を含めた使用人に遵守させるべく、体制を整備拡充するとともに、「コンプライアンス統括室」を設置し、当社の使用人の適法性確保のために適時に対応できる体制の維持・強化を図る。
法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内通報体制（公益通報を含む）整備のため定めた「コンプライアンス基本規程」に基づき「コンプライアンス統括室」並びに「社外弁護士事務所」に「社内通報窓口」を設ける。「コンプライアンス統括室」は必要に応じ関係子会社・当社各担当部署に個別に適用される規則・ガイドラインの策定をするほか、社員を対象とする研修を適宜実施する。
- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、引き続き会計監査、業務監査を行う。
- ③ 取締役は、使用人による法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス統括室」に報告するものとし、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告する。
- ④ 監査役は、当社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、「コンプライアンス統括室」に改善策の策定を求めることができる。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社における業務の適正を確保するため、当社グループ企業全てに適用する行動指針として定めた「THE Samantha Thavasa CODE」を継続的に遵守させる。

グループ各社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的または適時に報告して、意見を交換する。

当社の取締役が、必要に応じて子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、各社の議事等を通じて、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保し、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社「コンプライアンス統括室」に対して、遅滞なく報告する。

グループ会社が、当社からの経営管理・指導の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「コンプライアンス統括室」に報告する。

当社内部監査室の内部監査を、監査役と協力体制を維持しつつ、今後ともグループ会社に対して定期的に実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければならない。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするとともに、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うものとする。
- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する。

また、監査役会は、定期的に代表取締役社長と協議のため会合を持ち、監査役会の意見がより直接的に経営に反映し、その実効性を確保すべく、忌憚のない意見交換を行う。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報窓口制度に関する規程において、監査役に情報提供を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない旨を規定するなど、当社及び各子会社は、監査役に前項(7)の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理のために、毎年度、監査役承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応するものとする。また、監査役がその職務の執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担することとする。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び部門長からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、社長及び「コンプライアンス統括室」担当役員等と監査役との意見交換会を定期的に開催する。

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 監査役会

常勤監査役	永末真也	Ⓞ
監査役	井上繁	Ⓞ
監査役	野本昌城	Ⓞ

(注) 監査役の全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

2020年5月22日

【追加開示事項】
吸収合併に係る事前開示事項

岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人

当社は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下、「サマンサタバサ」といいます。)との間で、2020年7月1日を効力発生日として、サマンサタバサを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行う旨の吸収合併契約(以下、「本合併契約」といいます。)を締結し、事前開示書類を当社本店に備置しております(以下、「本事前開示書類」といいます。)。このたび、2020年5月22日付で、サマンサタバサと当社の間で本合併契約の内容のうち、本合併の効力発生日を変更することを合意したこと及びサマンサタバサから後発事象に係る情報の提供を受けたことに伴い、本事前開示書類の記載事項の一部に変更が生じたため、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、本事前開示書類と一体のものとして、本書を備置いたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 吸収合併契約の内容

【変更前】

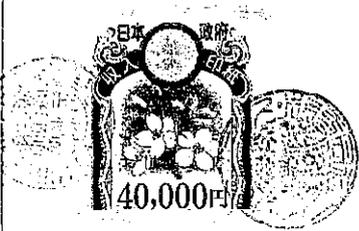
別紙1のとおりです。

【変更後】

別紙1のとおりです。但し、別紙4のとおり、2020年5月22日付で効力発生日を変更する旨の覚書を締結しております。

以上

別紙 4 合併契約変更覚書



合併契約変更覚書

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「甲」という。）と株式会社フィットハウス（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2020年5月1日付で締結された合併契約書に係る合併契約（以下「本契約」という。）について、その効力発生日を変更するため、以下のとおり合意したので、覚書を締結する（以下「本覚書」という。）。なお、本覚書において使用される用語は、別途本覚書で定義される場合を除き、本契約において定義される意義を有するものとする。

第1条 （効力発生日の変更）

甲及び乙は、本覚書締結日において、本契約第4条第1項を以下のとおり変更する（変更箇所は下線部のとおり）。

【変更前】

1. 本合併の効力発生日は、2020年7月1日（以下、次項に基づく変更後の日を含め「本効力発生日」という。）とする。

【変更後】

1. 本合併の効力発生日は、2020年7月21日（以下、次項に基づく変更後の日を含め「本効力発生日」という。）とする。

第2条 （本契約のその他の規定）

甲及び乙は、本覚書に定めるものを除き、本契約のいかなる規定も変更されるものではなく、本契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

第3条 （準用）

本覚書には、本契約第9条及び第10条の規定を準用する。

(以下 余白)

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲及び乙がこれを保有する。

2020 年 5 月 22 日

甲 東京都港区三田一丁目 4 番 1 号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役 門田 剛



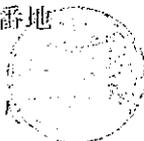
2020年5月22日

乙 岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人



2020年5月22日

乙 岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直夫





2020年6月2日

【追加開示事項その2】
吸収合併に係る事前開示事項

岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人

当社は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下、「サマンサタバサ」といいます。)との間で、2020年7月1日を効力発生日として、サマンサタバサを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行う旨の吸収合併契約(以下、「本合併契約」といいます。)を締結し、事前開示書類を当社本店に備置しております(2020年5月22日付で追加で備置した書類を含み、以下、「本事前開示書類」といいます。)。このたび、2020年5月29日付でサマンサタバサの最終事業年度が更新されたこと等に伴い、本事前開示書類の記載事項の一部に変更が生じたため、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、本事前開示書類と一体のものとして、本書を備置いたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

【変更前】

- (i) サマンサタバサの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (ii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (iii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

サマンサタバサは、2019年5月23日付定時株主総会の決議に基づき、2019年5月24日付で、その資本準備金の額を22億5,260万円減少し、同日、当該減少により増加した同額のその他資本剰余金の額のうち、14億9,304万8,064万を、欠損填補に当てる旨の剰余金の処分を行いました。

【変更後】

- (i) サマンサタバサの最終事業年度に係る計算書類等の内容

サマンサタバサは、2020年5月29日開催の取締役会において、第26期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の計算書類等を承認いたしました。かかる承認により更新された最終事業年度(第26期)に係る計算書類等の内容は別紙5のとおりです。

- (ii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (iii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

サマンサタバサは、2020年5月22日開催の取締役会において、運転資金の借入を行うことを決議し、2020年5月28日付で、当該借入を実行いたしました。

なお、当社は、当該借入に対する担保提供のため、所有する不動産について、2020年5月28日付で、下記借入先との間で抵当権設定契約を締結しております。

借入先	三井住友銀行
金額	1,200百万円
借入金利	短期プライムレート
借入期間	2020年5月28日から2020年7月21日、期限一括返済

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

【変更前】

当社は、本合併を行うにあたり、本合併の効力発生日以後におけるサマンサタバサの債務の履行に関し、以下のとおり判断いたしました。

サマンサタバサの最終事業年度(2019年2月28日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 12,918,042 千円及び 10,017,235 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、当社の最終事業年度の末日(2019年8月20日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 16,898,460 千円及び 5,882,420 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、上記の各事業年度末日以降本日までの間、サマンサタバサ及び当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日において、効力発生後のサマンサタバサの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、効力発生日以後において、本合併後のサマンサタバサが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後におけるサマンサタバサの債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

【変更後】

当社は、本合併を行うにあたり、本合併の効力発生日以後におけるサマンサタバサの債務の履行に関し、以下のとおり判断いたしました。

サマンサタバサの最終事業年度(2020年2月29日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 9,116,352 千円及び 8,776,442 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、当社の最終事業年度の末日(2019年8月20日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 16,898,460 千円及び 5,882,420 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、上記の各事業年度末日以降本日までの間、サマンサタバサ及び当社の債務の

履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日において、効力発生後のサマンサタバサの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、効力発生日以後において、本合併後のサマンサタバサが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後におけるサマンサタバサの債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

別紙 5 吸収合併存続会社の計算書類等

(添付書類)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られた一方、米国政権の政策や欧州における政治リスク、アジア諸国の経済動向、新型コロナウイルス感染症の流行等、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な関連業界である百貨店を含む小売業界におきましては、ECやコト消費の続伸、個人間取引市場の成長による購買チャネルの多様化の影響もあり消費構造そのものが転換期を迎えております。

当社グループはこのような環境に対応すべく昨年5月に新経営体制へ移行して以来、商品企画力や良質素材調達力を強化し、生産背景の再構築及び品質管理体制の強化を推進しており、これまで以上に消費者ニーズを捉える経営に注力し、高収益体質の確立に向けた改革を進行しております。

当連結会計年度におきましては、商品企画力や良質素材調達力を強化し、生産背景の再構築、品質管理体制の強化を推進し、これまで以上に消費者ニーズを捉える経営に注力し、高収益体質の確立に向けた改革を進めてまいりましたが改革の本格的な効果が生じ始めるのは来期以降になる見込みであり、売上高については、昨年10月以降の消費税率の引き上げに伴う消費マインドの低下や度重なる台風等の天候不順が集客に影響したことに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、中国提携工場における商品の生産・入荷に遅れが生じ、当社グループの主要な関連業界である百貨店を含む各商業施設において訪日外国人をはじめとした集客に大幅に影響が出ていることにより厳しい状況となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は235億50百万円（前年度比15.1%減）、営業損失は11億84百万円（前年度は6億64百万円の利益）、経常損失は12億25百万円（前年度は6億19百万円の利益）となりました。

また、来期以降の収益性を改善するため、選択と集中による事業再編として、一部のブランドの整理及び事業の縮小を実施し事業再編費用として5億59百万円、店舗等の固定資産について減損処理を行ない減損損失として1億37百万円など特別損失合計8億17百万円を計上したため、税金等調整前当期純損失19億44百万円（前年

度は2億81百万円の利益)、親会社株主に帰属する当期純損失23億84百万円(前年度は13億37百万円の損失)となりました。

当連結会計年度における当社グループの主な取組みは以下のとおりであります。

<商品戦略について>

当期は商品企画力や良質素材調達力を強化し、生産背景の再構築及び品質管理体制の強化を推進しており、これまで以上に消費者ニーズを捉えた商品を提案しております。

サマンサタバサにおいて「NEO MASCULINE(ネオ マスキュリン)」をテーマに自然体でありながら芯の強い女性像をイメージしたブランディングにおける商品の販売を開始いたしました。

また、サマンサタバサのモノづくりの進化を象徴する新ライン「STシリーズ」の発売を開始いたしました。パターンメイキングから素材選定、持ち心地にこだわり新エンブレムをあしらったコレクションは好評をいただいております。

ディズニーキャラクターの「美女と野獣」のベルシリーズ、「リトル・マーメイド」のアリエルシリーズや「眠れる森の美女」のオーロラ姫シリーズをはじめとした多数のコラボレーション商品を展開いたしました。

世界的な社会現象を巻き起こした魔法ワールド「ハリー・ポッター」とのコラボレーション商品を展開いたしました。映画「ハリー・ポッター」、「ファンタスティック・ビースト」のデザインを手掛けるデザイナーによるサマンサタバサのために特別に描き起こしたイラストを使用したシリーズも話題となりました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、サマンサタバサはスポーツを通じて社会を元気にしたいという思いを込め、スポーツ団体と連携して国内スポーツ活動の推進を支援しております。その一環として、3回目となる「広島東洋カープ」とのコラボレーションや、新たに「読売ジャイアンツ」、「阪神タイガース」、「埼玉西武ライオンズ」、「福岡ソフトバンクホークス」をはじめとした10球団との初のコラボレーション商品の販売を開始いたしました。

サマンサタバサプチチョイスにおいて地球や人に優しい製品を取り揃えた日本初のエシカルライフスタイルブランド「MONO EARTH®」との共同プロジェクトによる初のボディケア商品の発売を開始いたしました。

サマンサシルヴァにおいては新田真剣佑さん、北村匠海さんによるW主演映画「サヨナラまでの30分」の公開を記念したコラボレーションプレスレットを発売いたしました。

そして、世代を問わず支持される美容家、神崎恵さんとのコラボレーション

を開始いたしました。紫外線対策とデザインや着心地にこだわったUVカットコレクションとして展開した大判のストールやカーディガン、ハットは好評をいただきました。また、サマンサタバサ初のメイクアップアイテムとして神崎恵さん監修のもと、全国のサマンサタバサで働く女性社員の意見を取り入れリップケアアイテム「Lip Care jam」を発売いたしました。

サマンサタバサで働く女性社員の声から生まれた、脚やボディをキレイに保つ、サマンサボディトリートメントを発売いたしました。サマンサタバサとして初の定期購入型の単品通販を採用いたしました。

また、小泉成器株式会社との共同開発プロジェクト「KOIZUMI BEAUTY PROJECT Produced with Samantha Thavasa」において、製品の第2弾となるコードレスストレートアイロン「nano airy STRAIGHT IRON」を発売いたしました。

そして、オンキヨー株式会社、エイベックス株式会社と三社共同で製品開発を進めた「サマンサワイヤレスイヤホン」の販売を開始いたしました。本製品は多くの若年層から支持を受けるロックバンド「I Don't Like Mondays.」による監修が施された本格仕様となっており、当初の計画台数を上回りご好評をいただいております。

<プロモーション活動について>

2019年3月にサマンサタバサは創業25周年を迎えました。この25年間に出会い、また、これから出会うすべての皆様への感謝を込めた様々な取り組みを実施いたしました。

「トイ・ストーリー4」、「ライオン・キング」、「くまのプーさん」や「アナと雪の女王2」などのディズニー映画の公開や、劇場版「名探偵コナン 紺青の拳」の公開を記念し、サマンサタバサ 表参道GATES ポップアップ デジタルストアにおいて各コラボレーション商品による期間限定コラボショップをオープンいたしました。

また、「美少女戦士セーラームーン」とのコラボレーション商品の発売を記念してサマンサタバサ 表参道GATES ポップアップ デジタルストアにおいて同作品の世界観を表現した期間限定ポップアップショップをオープンいたしました。

2019年5月、開業7周年の東京スカイツリータウン®において、結成7周年を迎えたGENERATIONS from EXILE TRIBEのメンバー7名を招き、お客様の中から抽選で400組800名様をご招待し東京スカイツリーの特別ライティング点灯式を実施いたしました。

当社グループが主催する女子ゴルフトーナメントである「サマンサタバサ ガールズコレクション・レディーストーナメント 2019」を、2019年7月に、茨城県・イーグルポイントゴルフクラブで開催し、大会3日間で約1万3千人の方にご来場いただきました。

そして、当社ウェア契約の勝みなみプロがパナソニックオープンレディス及び中京テレビ・ブリヂストンレディスオープンにおいて優勝し、当社ゴルフウェア取り扱い店舗をはじめ全ブランドにおいて優勝記念キャンペーンを実施いたしました。

<店舗展開について>

選択と集中による事業再編に伴う低採算店舗の整理を行ってまいりました。事業別の出退店数、主な店舗は以下のとおりであります。

バッグ事業においては、「Samantha Thavasa (サマンサタバサ)」を渋谷パルコに、「Samantha Thavasa Petit Choice (サマンサタバサプチチョイス)」を錦糸町パルコに、「Samantha Vega (サマンサベガ)」を沖縄県浦添市のパルコシティに出店いたしました。(32店舗の退店)

ジュエリー事業においては、1店舗の退店となりました。

アパレル事業においては、1店舗「REDYAZEL (レディアゼル)」を静岡パルコに出店いたしました。(6店舗の退店)

海外においては、「Samantha Thavasa (サマンサタバサ)」を韓国の現代百貨店大邱店に、「Samantha Vega (サマンサベガ)」をシンガポールのショッピングセンターであるウィーロック・プレイスに出店するなど6店舗を出店いたしました。(7店舗の退店)

その結果、サマンサタバサグループ合計で前年度末比で36店舗純減し、当連結会計年度末の店舗数は297店舗となりました。

また、株式会社コナカとの取り組みの第一弾として、2020年2月14日より、&chouetteのフレッシュイズ向けトートバッグを、同社が展開する全国のSUIT SELECT店舗にて販売を開始いたしました。

<CSR活動について>

Yahoo! JAPANが実施する東日本大震災復興支援チャリティーオークションに、サマンサタバサ25周年キックオフ・プレ発表会に出演していただいた新田真剣佑さん、白石麻衣さん、白濱亜嵐さんをはじめとする総勢26名の直筆サイン入りバッグを出品いたしました。落札金額は、一般社団法人ウェブベルマーク協会を通じ、福島、宮城、岩手の被災校139校に寄付いたしました。

サマンサタバサグループ初となるサステナビリティへの取り組みとして下取りサービス「Samantha Treasure (サマンサトレジャー)」を「Samantha Vega (サマンサベガ)」において開始いたしました。クローゼットで眠っている「Samantha Vega」のバッグをサマンサトレジャーのURLから下取りにお申込みいただくと、サマンサタバサ公式オンラインショップでのご購入で使用できる最

大3,000円(税込)のクーポンを発行するキャンペーンを実施いたしました。

特定非営利活動法人Dooooooooo並びにArtist Laraと共にアフリカガーナの雇用創出及び教育推進を目的とするプロジェクトを開始いたしました。Artist Laraのオリジナルアートが施されたガーナ産オリジナルカゴバッグの売上の一部でArtist Laraのオリジナルデザインが施されたノートを制作しガーナ・ポルタ州アブイ・チタ村のDooooooooo schoolの生徒350名に贈呈いたしました。

また、福島大学に新設された「農学群食農学類」の学生の皆様と福島産の米を使用した日本酒を発売いたしました。同プロジェクトを通じて復興支援活動及び若い世代の日本酒に対するイメージを刷新し、福島の復興、農業再生に向けて発信してまいります。

スポーツ庁が掲げる大学スポーツ振興事業の対象校である山梨学院大学及びスポーツ科学の学究に取り組む大東文化大学、日本女子体育大学の3校と共に、女子学生アスリートの応援を通じ女性の社会的活動の推進を目指す産学連携プロジェクト「2020サマンサスポーツレディ」による商品開発を開始いたしました。

サマンサタバサでは「出来ることをひとつずつ。ひとりひとりが実現する美しい明日の為に。」をスローガンとして、桜の廃材を極薄のベニヤ板にし特殊レーザー加工で本革同様の滑らかな素材へ生まれ変わらせたサステナブルトートバッグの発売を開始いたしました。今後も環境保全を視野に新たな付加価値の創造に取り組んでまいります。

そして、日本において100%自給自足できる石灰石を原料とし、炭酸カルシウムなど無機質を50%以上含む、無機フィラー分散系の複合材料であり、紙・プラスチックの代替となる日本発の新素材である「LIMEX」を使用した名刺を導入いたしました。木を使わず、水を汚さずにつくる「LIMEX」由来の紙代替製品に置き換えることで、環境保全対策に寄与する活動を推進してまいります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、2億71百万円であり、その主なものは、新規出店投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは当連結会計年度末において有利子負債額が7,810百万円（短期借入金3,933百万円、1年内返済予定長期借入金3,207百万円、長期借入金669百万円）と手元流動性1,660百万円（現金及び預金）に比し高水準な状況にある一方、当連結会計年度に11億84百万円の営業損失を計上しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、現在国内の大部分の店舗で臨時休業しており、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みです。

このような状況により、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、当社の現状における対処すべき課題は、継続企業として経営の安定を図ることです。

当該事象又は状況を解消するための対応策として、メインバンクを中心に取引金融機関とは借入の条件変更および新たな資金調達の交渉を行っております。また、当社は2020年7月21日に株式会社フィットハウスとの合併を予定しております。当該合併により財務基盤が強化されるとともに、株式会社コナカの連結子会社になることにより、同社の支援も得ながら業績改善を図っていく所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移
(企業集団の財産及び損益の状況)

区分	第23期	第24期	第25期	第26期 (当連結会計年度)
	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期
売上高(千円)	35,446,389	32,158,306	27,744,364	23,550,392
経常利益又は経常損失(△)(千円)	445,475	△1,736,339	619,973	△1,225,506
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△470,394	△3,669,399	△1,337,594	△2,384,314
1株当たり当期純損失(△)(円)	△13.33	△103.96	△37.90	△67.55
総資産(千円)	21,717,678	16,718,832	14,133,794	10,596,092
純資産(千円)	8,691,548	4,617,871	3,200,759	438,395
1株当たり純資産額(円)	242.06	129.15	85.43	6.65

(注) △印は損失を表示しております。

(事業報告作成会社の財産及び損益の状況)

区分	第23期	第24期	第25期	第26期 (当事業年度)
	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期
売上高(千円)	26,366,203	23,186,292	19,359,313	15,984,941
経常利益又は経常損失(△)(千円)	906,720	△1,477,417	640,672	△1,142,901
当期純損失(△)(千円)	△1,064,887	△3,365,635	△1,499,204	△2,176,855
1株当たり当期純損失(△)(円)	△30.17	△95.35	△42.48	△61.67
総資産(千円)	20,411,412	15,802,228	12,918,042	9,116,352
純資産(千円)	8,308,825	4,585,667	2,900,806	339,909
1株当たり純資産額(円)	235.40	129.92	82.19	9.63

(注) △印は損失を表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比率	主な事業内容
株式会社バーンデストロージャンリミテッド	19百万円	100.0%	アパレルの企画・製造・販売
ノーマディック株式会社	10百万円	100.0%	バッグ等の企画・製造・販売
SAMANTHA THAVASA USA, INC.	200万USドル	100.0%	バッグの販売
Samantha Thavasa China Limited	200万香港ドル	100.0%	バッグ・アパレル等の販売
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	3,600万中国元	100.0%	バッグの販売
Samantha Thavasa Singapore Pte.Ltd.	40万シンガポールドル	51.0%	バッグの販売
STL Co., Limited	120億5千韓国ウォン	50.0%	バッグの企画・製造・販売

(注) 連結対象子会社は上記7社を含め9社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主な事業とする「ファッションブランドビジネス」を行っております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数
1,397名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,011名	164名減	29.0歳	5.7年

(9) 主要な借入先の状況

借入会社	借入先の名称	借入額(千円)
当社	株式会社三井住友銀行	3,651,116
	株式会社みずほ銀行	2,176,459
	株式会社三菱UFJ銀行	823,962

(10) 主要な事業所

会社名	所在地	店舗数
当社	本社：東京都港区	204
株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド	本社：東京都港区	53
ノーマディック株式会社	本社：東京都港区	—
SAMANTHA THAVASA USA, INC.	本社：Delaware, USA	1
Samantha Thavasa China Limited	本社：Causeway Bay, Hong Kong	1
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	本社：中国上海市	4
Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.	本社：Tan Chong Tower Singapore	2
STL Co., Limited	本社：大韓民国ソウル市	25

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 134,400,000株

(2) 発行済株式の総数 35,296,000株

(3) 株主数 18,269名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
寺田和正	11,046	31.30
株式会社コナカ	11,046	31.30
清水優	1,710	4.84
金室貴久	240	0.68
河原塚隆史	208	0.59
宮澤久徳	200	0.57
有限会社梅林堂	130	0.37
山下良久	129	0.37
藤田雅章	98	0.28
小林裕	84	0.24

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役会長	門田 剛 藤田 雅章	ノーマディック株式会社 代表取締役 株式会社STK 代表取締役
取締役副社長	菅原 隆司	
取締役	小嶋 裕之	
取締役	世永 亜実	
取締役	湖中 謙介	株式会社コナカ代表取締役社長CEOグループ代表
取締役	中川 和幸	株式会社コナカ取締役執行役員商品事業本部長
取締役	永井 利博	
取締役	守屋 宏一	弁護士 株式会社タムラ製作所社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社社外監査役
常勤監査役	永末 真也	
監査役	野本 昌城	弁護士 野本法律会計事務所代表 大林道路株式会社社外監査役 岡本硝子株式会社社外監査役
監査役	大橋 一生	大橋一生公認会計士事務所代表 株式会社サンリオ社外監査役 株式会社グラフィイトデザイン社外監査役

- (注) 1. 取締役湖中謙介氏、取締役中川和幸氏及び取締役守屋宏一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役永末真也氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役永末真也氏及び監査役大橋一生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役守屋宏一氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 取締役湖中謙介氏及び取締役中川和幸氏の兼職先であります株式会社コナカは当社の大株主であり、当社は、株式会社コナカと資本業務提携をしております。
6. 2019年5月23日開催の第25回定時株主総会において、世永亜実氏及び渡邊貴美氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
7. 2019年5月31日付で監査役井上繁氏の辞任に伴い、補欠監査役大橋一生氏が監査役に就任いたしました。
8. 2019年12月11日開催の臨時株主総会において、門田剛氏、湖中謙介氏、中川和幸氏及び永井利博氏が取締役に選任され就任いたしました。
9. 取締役守屋宏一氏、監査役永末真也氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
寺田 和正	2019年5月23日	任期満了	取締役
井上 繁	2019年5月31日	辞任	監査役
渡邊 貴美	2019年12月31日	辞任	取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	106,577千円 (4,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	14,793千円 (14,793千円)
合計	15名	121,371千円

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	湖中謙介	就任後開催の取締役会の全てに出席し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役	中川和幸	就任後開催の取締役会の全てに出席し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役	守屋宏一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	永末真也	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	野本昌城	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	大橋一生	就任後開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	井上繁	退任前開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)に係る報酬等の額	36,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合計額	36,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は、合計36,000千円となっております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制システムとして取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理規程、個人情報管理基本規程等の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時に閲覧等のアクセスが可能となるよう、検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る損失の危険管理のため、リスク管理規程を関係子会社を含めて全社員に徹底し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に把握されるような体制を整備し、全社的な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置して、会社が被る損害を防止または最小限に止める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、定期的に代表取締役社長を含むトップ会議において各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- ② 「業務分掌並びに権限規程」により、各業務の執行に当たる取締役の権限の範囲、責任の所在等の具体的内容を明記する。
- ③ 内部監査担当部門が、「内部監査規程」に基づき、定期的に、場合によっては臨時に、監査役を同行するなどして徹底した内部監査を行い、終了後、代表取締役社長及び取締役会に対して、適時に、改善を摘示した監査報告書を提出する。

(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎を確立するため、サマンサタバサ・グループの行動指針として定めた「THE Samantha Thavasa CODE」及び「コンプライアンス基本規程」を関係子会社を含めた使用人に遵守させるべく、体制を整備拡充するとともに、「コンプライアンス統括室」を設置し、当社の使用人の適法性確保のために適時に対応できる体制の維持・強化を図る。
法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内通報体制（公益通報を含む）整備のため定めた「コンプライアンス基本規程」に基づき「コンプライアンス統括室」並びに「社外弁護士事務所」に「社内通報窓口」を設ける。「コンプライアンス統括室」は必要に応じ関係子会社・当社各担当部署に個別に適用される規則・ガイドラインの策定をするほか、社員を対象とする研修を適宜実施する。
- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、引き続き会計監査、業務監査を行う。
- ③ 取締役は、使用人による法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス統括室」に報告するものとし、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告する。
- ④ 監査役は、当社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、「コンプライアンス統括室」に改善策の策定を求めることができる。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社における業務の適正を確保するため、当社グループ企業全てに適用する行動指針として定めた「THE Samantha Thavasa CODE」を継続的に遵守させる。

グループ各社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的または適時に報告して、意見を交換する。

当社の取締役が、必要に応じて子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、各社の議事等を通じて、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保し、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社「コンプライアンス統括室」に対して、遅滞なく報告する。

グループ会社が、当社からの経営管理・指導の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「コンプライアンス統括室」に報告する。

当社内部監査室の内部監査を、監査役と協力体制を維持しつつ、今後ともグループ会社に対して定期的に実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければならない。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするとともに、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うものとする。
- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する。

また、監査役会は、定期的に代表取締役社長と協議のため会合を持ち、監査役会の意見がより直接的に経営に反映し、その実効性を確保すべく、忌憚のない意見交換を行う。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報窓口制度に関する規程において、監査役に情報提供を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない旨を規定するなど、当社及び各子会社は、監査役に前項(7)の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理のために、毎年度、監査役承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応するものとする。また、監査役がその職務の執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担することとする。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び部門長からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、社長及び「コンプライアンス統括室」担当役員等と監査役との意見交換会を定期的に開催する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 事業報告は次のように記載しております。

1. 記載金額については、表示金額未満を切り捨てて表示しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
3. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,425,497	流動負債	9,423,304
現金及び預金	1,660,581	支払手形及び買掛金	1,002,169
受取手形及び売掛金	1,133,617	短期借入金	3,933,334
商品及び製品	4,231,363	1年内返済予定の長期借入金	3,207,041
仕掛品	3,222	未払費用	594,691
原材料及び貯蔵品	124,537	未払金	229,733
前払費用	136,184	未払法人税等	86,782
未収還付法人税等	244	賞与引当金	144,523
未収入金	66,249	その他	225,028
その他	70,126	固定負債	734,392
貸倒引当金	△628	長期借入金	669,672
固定資産	3,170,594	その他	64,720
有形固定資産	913,338		
建物	745,741		
車両運搬具	7,360		
什器備品	159,783		
建設仮勘定	453		
その他	0		
無形固定資産	282,583		
ソフトウェア	144,830		
その他	137,752		
投資その他の資産	1,974,673		
投資有価証券	64,752		
差入保証金	1,823,309		
長期前払費用	77,450		
その他	9,160		
		負債合計	10,157,697
		純資産の部	
		株主資本	360,235
		資本金	2,132,600
		資本剰余金	406,592
		利益剰余金	△2,178,956
		その他の包括利益累計額	△125,578
		その他有価証券評価差額金	△22,365
		為替換算調整勘定	△103,213
		非支配株主持分	203,737
		純資産合計	438,395
資産合計	10,596,092	負債・純資産合計	10,596,092

連結損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		23,550,392
売上原価		8,687,056
売上総利益		14,863,336
販売費及び一般管理費		16,047,427
営業損失		1,184,090
営業外収益		
受取利息	1,577	
受取配当	1,466	
受取その他の	10,483	13,527
営業外費用		
支払替利差	23,054	
支為その他の	17,337	
支為その他の	14,551	54,942
経常損失		1,225,506
特別利益		
固定資産売却益	466	
受取業補償の	81,286	
受取業補償の	12,000	
受取業補償の	4,451	98,204
特別損失		
固定資産除却損	47,682	
固定資産再編費用	559,751	
災害による損失	72,291	
災害による損失	137,824	817,550
税金等調整前当期純損失		1,944,851
法人税、住民税及び事業税	65,131	
法人税等調整額	338,948	404,079
当期純損失		2,348,930
非支配株主に帰属する当期純利益		35,383
親会社株主に帰属する当期純損失		2,384,314

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,132,600	2,252,600	△1,287,689	3,097,510
当 期 変 動 額				
欠 損 填 補		△1,493,048	1,493,048	—
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△352,960		△352,960
親会社株主に帰属する 当期純損失			△2,384,314	△2,384,314
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	△1,846,008	△891,266	△2,737,274
当 期 末 残 高	2,132,600	406,592	△2,178,956	360,235

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,752	△91,039	△82,287	185,536	3,200,759
当 期 変 動 額					
欠 損 填 補					—
剰余金(その他資本剰余金)の配当					△352,960
親会社株主に帰属する 当期純損失					△2,384,314
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△31,117	△12,173	△43,290	18,201	△25,089
当期変動額合計	△31,117	△12,173	△43,290	18,201	△2,762,364
当 期 末 残 高	△22,365	△103,213	△125,578	203,737	438,395

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは当連結会計年度末において有利子負債額が7,810百万円（短期借入金3,933百万円、1年内返済予定長期借入金3,207百万円、長期借入金669百万円）と手元流動性1,660百万円（現金及び預金）に比し高水準な状況にある一方、当連結会計年度に1,184百万円の営業損失を計上しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の大部分の店舗で臨時休業しており、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みです。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しています。

当該事象又は状況を解消するための対応策として、メインバンクを中心に取引金融機関とは借入の条件変更および新たな資金調達の交渉を行っております。また、当社は2020年7月21日に株式会社フィットハウスとの合併を予定しております。当該合併により財務基盤が強化されるとともに、株式会社コナカの連結子会社になることにより、同社の支援も得ながら業績改善を図っていく所存です。

なお、重要な後発事象に関する注記に記載の通り、2020年5月28日付けで取引金融機関より1,200百万円の借入を実行いたしました。

しかしながら、これらの対応策はいずれも実施途上であり、また、新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響について、翌連結会計年度の第2四半期以降は概ね例年通りの営業活動を実施でき、消費動向が徐々に回復してくるという前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社の資金繰りに重大な支障をきたすこととなります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド ノーマディック株式会社 株式会社サマンサタバサリゾート 株式会社S T K SAMANTHA THAVASA USA, INC. Samantha Thavasa Singapore Pte.Ltd. Samantha Thavasa China Limited Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited STL Co., Limited

なお、株式会社S T Kについては、新たに設立した子会社であり、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 Samantha Thavasa International Co., Limited
連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 一社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社の名称 Samantha Thavasa International Co., Limited
持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

(決算日が11月30日の会社)

SAMANTHA THAVASA USA, INC.

(決算日が12月31日の会社)

Samantha Thavasa China Limited

Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited

株式会社サマンサタバサリゾート

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、株式会社サマンサタバサリゾートについては、従来、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていましたが、連結計算書類のより適切な開示を図るために、第1四半期連結会計期間より四半期連結決算日現在で仮決算を行い連結する方法に変更しております。この変更は、当該子会社は例年7月の費用計上額が大きいため、連結計算書類のより適切な開示を図るために実施したものであります。

この変更に伴い、当該子会社の損益については、当連結会計年度は2019年1月1日から2020年2月29日までの14ヶ月間を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a) 商品・製品

移動平均法

b) 貯蔵品

最終仕入原価法

c) 仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～22年
車両運搬具	4～6年
什器備品	2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円

貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日))に伴う、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	3,192,413千円
----------------	-------------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	35,296,000株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2019年5月23日開催の株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	352,960千円
・1株当たり配当額	10円
・配当の原資	資本剰余金
・基準日	2019年2月28日
・効力発生日	2019年5月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された債券及び短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブ取引は、基本的に外貨建金銭債権債務の残高及び将来の外貨建仕入取引の範囲内で為替予約取引

等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、百貨店等商業施設運営会社などの信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

投資有価証券は、主に企業間取引の強化を目的とした株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するようにしております。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び支払手形、未払費用並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金の資金用途は、運転資金及び設備投資資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理をしています。

デリバティブ取引は、為替変動リスク回避のため為替予約取引を実施しており、基本的に外貨建金銭債権債務の残高及び将来の外貨建仕入取引の範囲内で為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,660,581	1,660,581	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,133,617	1,133,617	—
(3) 投資有価証券	63,252	63,252	—
(4) 差入保証金	1,823,309	1,848,098	24,788
資産計	4,680,761	4,705,549	24,788
(1) 支払手形及び買掛金	1,002,169	1,002,169	—
(2) 未払費用	594,691	594,691	—
(3) 未払金	229,733	229,733	—
(4) 短期借入金	3,933,334	3,933,334	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,876,713	3,877,116	403
負債計	9,636,641	9,637,045	403
デリバティブ取引(注)	4,995	4,995	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金及び(2)受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)未払費用、(3)未払金及び(4)短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,500千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	6円65銭
2. 1株当たり当期純損失金額	67円55銭

(重要な後発事象に関する注記)

(吸収合併)

当社は、2020年5月1日開催の取締役会において、当社と株式会社コナカ（取締役社長CEO：湖中謙介、以下「コナカ」）の連結子会社である株式会社フィットハウス（以下、「フィットハウス」）を合併（以下、「本件合併」）することについて決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

1. 合併の目的

当社は昨年5月に新経営体制へ移行して以来、商品企画力や良質素材調達力の強化、生産背景の再構築、品質管理体制の強化などの改革を行うとともに、昨年9月にはコナカと資本業務提携を行い、店舗の出店におけるノウハウや情報共有、当社よりコナカグループへの商品供給、人材交流等の連携を進め、業績向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、消費者の低価格志向が続く厳しい市場環境の中で、昨年10月の消費税増税や天候不順、さらには4月以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延による店舗の休業や消費マインドの大幅な低下により先行き極めて不透明な状況下、コナカグループとの連携をさらに強化し、財務基盤を安定させるとともに業績向上を図っていくことが喫緊の課題となっております。

一方、フィットハウスは、東海地区を中心にシューズ、バッグ及び服飾雑貨等の販売事業を営んでおりますが、現在の消費者の低価格志向を踏まえ、従来の海外ブランドを中心とした高価格商品の販売から、当社が持つ「製造小売」(SPA) システムを利用した高粗利の自社商品の開発・販売へビジネスモデルを転換していくことが、今後の成長のための重要な課題となっております。

本件合併により両社の経営課題を早期に解決するとともに、両社の合併により当社はコナカの連結子会社となる予定であることから、コナカグループにおけるファッション事業の競争力強化とともに経営資源の最適化・効率化を図ることを目的としております。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併契約承認取締役会決議日	2020年5月1日
合併契約締結日	2020年5月1日
合併契約承認株主総会開催日	2020年6月29日
合併予定日（効力発生日）	2020年7月21日（予定）

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社フィットハウスは解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

	当 社 (存続会社)	株式会社フィットハウス (消滅会社)
合併比率	1	1.4

(注1) 本件合併により発行する当社の新株式数：普通株式30,555,417株

(注2) 株式会社フィットハウスの株式1株に対して、当社の株式1.4株を割当て交付します。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 被合併法人の概要

(1) 商号	株式会社フィットハウス
(2) 所在地	岐阜県可児市下恵土868番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 直人
(4) 資本金の額	2,683百万円 (2019年8月20日現在)
(5) 純資産の額	11,046百万円 (2019年8月20日現在)
(6) 総資産の額	16,898百万円 (2019年8月20日現在)
(7) 事業の内容	シューズ、バッグ及び服飾雑貨の販売

4. 合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。なお、本合併により当社はコナカの連結子会社となる予定です。

5. 会計処理の概要

本件合併に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)を適用し、当社を被取得企業とする逆取得による会計処理を予定しております。なお、本件合併に伴い発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定ですので、確定次第お知らせいたします。

(資金の借入)

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、運転資金の借入を行うことを決議し、2020年5月28日に借入を実行しております。

なお、当社と2020年7月21日に合併予定である株式会社フィットハウスは、当該借入に対する担保提供のため、所有する不動産について、2020年5月28日に借入先と抵当権設定契約を締結しております。

借入先	株式会社三井住友銀行
借入額	1,200百万円
借入金利	短期プライムレート
借入期間	2020年5月28日から2020年7月21日、期限一括返済

(新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令等の影響)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の一部店舗を除くほぼ全店舗で臨時休業しており、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,655,088	流 動 負 債	7,967,125
現金及び預金	895,007	支払手形及び買掛金	598,961
受取手形及び売掛金	1,934,800	短期借入金	2,933,334
商品及び製品	3,268,025	1年内返済予定の長期借入金	3,207,041
原材料及び貯蔵品	96,338	未払金	47,425
前渡金	500	未払費用	761,482
前払費用	105,907	未払法人税等	83,247
未収入金	114,005	未払消費税等	122,683
その他	241,133	賞与引当金	115,230
貸倒引当金	△628	その他	97,720
固 定 資 産	2,461,263	固 定 負 債	809,317
有形固定資産	607,303	長期借入金	669,672
建物	453,158	預り保証金	95,028
車両運搬具	7,360	繰延税金負債	2,642
什器備品	146,330	その他	41,974
建設仮勘定	453		
無形固定資産	250,460	負 債 合 計	8,776,442
商標権	106,976	純資産の部	
ソフトウェア	137,518	株 主 資 本	362,336
電話加入権	5,965	資本金	2,132,600
投資その他の資産	1,603,500	資本剰余金	406,591
投資有価証券	64,008	資本準備金	35,296
関係会社株式	329,538	その他資本剰余金	371,295
差入保証金	1,477,904	利益剰余金	△2,176,855
長期前払費用	66,646	その他利益剰余金	△2,176,855
関係会社長期貸付金	1,605,000	繰越利益剰余金	△2,176,855
関係会社長期立替金	331,594	評価・換算差額等	△22,426
その他	9,160	その他有価証券評価差額金	△22,426
貸倒引当金	△2,280,352		
		純 資 産 合 計	339,909
資 産 合 計	9,116,352	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,116,352

損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,984,941
売上原価		5,533,965
売上総利益		10,450,976
販売費及び一般管理費		11,159,891
営業損失		708,914
営業外収益		
受取利息	7,015	
受取配当金	1,437	
為替差益	3,112	
貸倒引当金戻入額	48,902	
その他	8,234	68,702
営業外費用		
支払利息	21,775	
貸倒引当金繰入額	472,742	
その他	8,171	502,689
経常損失		1,142,901
特別利益		
固定資産売却益	452	452
特別損失		
固定資産除却損	27,135	
事業再編費用	559,751	
減損損失	137,824	724,711
税引前当期純損失		1,867,161
法人税、住民税及び事業税	60,484	
法人税等調整額	249,209	309,694
当期純損失		2,176,855

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,132,600	2,252,600	—	△1,493,048
当 期 変 動 額				
資本準備金の取崩		△2,252,600	2,252,600	
欠 損 填 補			△1,493,048	1,493,048
剰余金(その他資本剰余金)の配当			△352,960	
資本準備金の積立		35,296	△35,296	
当 期 純 損 失				△2,176,855
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△2,217,304	371,295	△683,807
当 期 末 残 高	2,132,600	35,296	371,295	△2,176,855

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	2,892,151	8,654	2,900,806
当 期 変 動 額			
資本準備金の取崩	—		—
欠 損 填 補	—		—
剰余金(その他資本剰余金)の配当	△352,960		△352,960
資本準備金の積立	—		—
当 期 純 損 失	△2,176,855		△2,176,855
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	△31,081	△31,081
当 期 変 動 額 合 計	△2,529,815	△31,081	△2,560,897
当 期 末 残 高	362,336	△22,426	339,909

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は当事業年度末において有利子負債額が6,810百万円（短期借入金2,933百万円、1年内返済予定長期借入金3,207百万円、長期借入金669百万円）と手元流動性895百万円（現金及び預金）に比し高水準な状況にある一方、当事業年度に708百万円の営業損失を計上しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の大部分の店舗で臨時休業しており、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みです。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在していません。

当該事象又は状況を解消するための対応策として、メインバンクを中心に取引金融機関とは借入の条件変更および新たな資金調達の交渉を行っております。また、当社は2020年7月21日に株式会社フィットハウスとの合併を予定しております。当該合併により財務基盤が強化されるとともに、株式会社コナカの連結子会社になることにより、同社の支援も得ながら業績改善を図っていく所存です。

なお、重要な後発事象に関する注記に記載の通り、2020年5月28日付けで取引金融機関より1,200百万円の借入を実行いたしました。

しかしながら、これらの対応策はいずれも実施途上であり、また、新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響について、翌事業年度の第2四半期以降は概ね例年通りの営業活動を実施でき、消費動向が徐々に回復してくるという前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社の資金繰りに重大な支障をきたすこととなります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

(3) デリバティブ 時価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 商品・製品 | 移動平均法 |
| (2) 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～22年
車両運搬具	4～6年
什器備品	2～20年

- (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 長期前払費用 均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,800,675千円
2. 区分表示されたもの以外で、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。
- | | |
|----------------|-------------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,513,622千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 91,127千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 95,028千円 |
3. 債務保証
- 下記の関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- 株式会社バーンデストロースジャパンリミテッド 1,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	109,997千円
仕入高	225,721千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	6,547千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	423,810千円
賞与引当金	35,283千円
未払事業税	5,761千円
法定福利費	4,887千円
繰越欠損金	1,216,164千円
関係会社株式評価損	471,228千円
貸倒引当金	698,436千円
減損損失	113,405千円
その他	156,150千円
繰延税金資産小計	3,125,128千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,216,164千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,908,964千円
評価性引当額小計	△3,125,128千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
為替予約	△1,529千円
その他有価証券評価差額金	△1,112千円
繰延税金負債合計	△2,642千円
繰延税金負債の純額	△2,642千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
子会社	株式会社 バーンデスト ローズジャパ ンリミテッド	直接100.0%	役員 の兼任	貸付金返済	700,000	関係会社	970,000	
				保証金の預り	—	長期貸付金	95,028	
				利息の受取	4,992	預り保証金	—	
					債務の保証	1,000,000	—	—
	Samantha Thavasa China Limited	直接100.0%	役員 の兼任	商品の販売	1,746	売掛金	873,180	
	Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	間接100.0%	役員 の兼任	商品の販売	19,743	売掛金	149,277	
	SAMANTHA THAVASA USA, INC.	直接100.0%	役員 の兼任	商品の販売 立替金返済	8,509 3,549	売掛金 関係会社 長期立替金	98,657 203,145	
株式会社サ マンサタバ サリゾート	直接100.0%	役員 の兼任	資金の貸付	265,000	関係会社	535,000		
			利息の受取	1,221	長期貸付金	—		
ノーマディ ック株式会 社	直接100.0%	役員 の兼任	資金の貸付	—	関係会社	100,000		
						長期貸付金		

(注) 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計2,280,352千円の貸倒引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	株式会社 ケイティ エム	—	役員 の兼任	店舗賃借	22,380	前払費用	2,046

(注) 上記1及び2の金額のうち、取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	9円63銭
2. 1株当たり当期純損失金額	61円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の注記事項（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
取締役会 御中

東邦監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 淳 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 藤 寄 研 多 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において有利子負債額が7,810百万円（短期借入金3,933百万円、1年内返済予定長期借入金3,207百万円、長期借入金669百万円）と手元流動性1,660百万円（現金及び預金）に比し高水準な状況にある一方、当連結会計年度に1,184百万円の営業損失を計上した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の大部分の店舗で臨時休業しており、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みである。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策および重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年5月1日開催の取締役会において、株式会社コナカの連結子会社である株式会社フィットハウスと合併することについて決議し、同日付で合併契約を締結している。

3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の一部店舗を除くほぼ全店舗で臨時休業しており、会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
取締役会 御中

東邦監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 淳 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 藤 寄 研 多 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2019年3月1日から2020年2月29日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度末において有利子負債額が6,810百万円（短期借入金2,933百万円、1年内返済予定長期借入金3,207百万円、長期借入金669百万円）と手元流動性895百万円（現金及び預金）に比し高水準な状況にある一方、当事業年度に708百万円の営業損失を計上した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の大部分の店舗で臨時休業しており、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みである。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策および重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年5月1日開催の取締役会において、株式会社コナカの連結子会社である株式会社フィットハウスと合併することについて決議し、同日付で合併契約を締結している。

3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言の期間中、国内の一部店舗を除くほぼ全店舗で臨時休業しており、会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 監査役会

常勤監査役	永末真也	㊟
監査役	野本昌城	㊟
監査役	大橋一生	㊟

(注) 監査役の全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

2020年6月25日

【追加開示事項その3】
吸収合併に係る事前開示事項

岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人

当社は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下、「サマンサタバサ」といいます。)との間で、2020年7月1日を効力発生日として、サマンサタバサを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行う旨の吸収合併契約(以下、「本合併契約」といいます。)を締結し、事前開示書類を当社本店に備置しております(2020年5月22日付及び2020年6月2日付で追加で備置した書類を含み、以下、「本事前開示書類」といいます。)。このたび、本事前開示書類の記載事項の一部を修正する必要が生じたため、本事前開示書類と一体のものとして、本書を備置いたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

5. 計算書類等に関する事項

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【変更前】

該当事項はありません。

【変更後】

上記(1)(iii)に記載のサマンサタバサの借入に対する担保提供のため、当社は、所有する不動産について、2020年5月28日付で、株式会社三井住友銀行との間で抵当権設定契約を締結しております。担保として提供された不動産の帳簿価額の合計額は次のとおりです。

担保提供物件 土地 2,575 百万円
建物 1,033 百万円

以上

2020年7月10日

【追加開示事項その4】
吸収合併に係る事前開示事項

岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人

当社は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下、「サマンサタバサ」といいます。)との間で、2020年7月1日を効力発生日として、サマンサタバサを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行う旨の吸収合併契約(以下、「本合併契約」といいます。)を締結し、事前開示書類を当社本店に備置しております(2020年5月22日付、2020年6月2日付及び2020年6月25日付で追加で備置した書類を含み、以下、「本事前開示書類」といいます。)。このたび、2020年6月25日付でサマンサタバサが借入を実行したこと等に伴い、本事前開示書類の記載事項の一部に変更が生じたため、本事前開示書類と一体のものとして、本書を備置いたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (iii) サマンサタバサの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【変更前】

サマンサタバサは、2020年5月22日開催の取締役会において、運転資金の借入を行うことを決議し、2020年5月28日付で、当該借入を実行いたしました。

なお、当社は、当該借入に対する担保提供のため、所有する不動産について、2020年5月28日付で、下記借入先との間で抵当権設定契約を締結しております。

借入先	三井住友銀行
金額	1,200百万円
借入金利	短期プライムレート

借入期間 2020年5月28日から2020年7月21日、期限一括返済

【変更後】

サマンサタバサは、2020年5月22日及び2020年6月17日開催の取締役会において、それぞれ下記(a)及び下記(b)の運転資金の借入を行うことを決議し、2020年5月28日付及び2020年6月25日付で、下記(a)及び下記(b)の借入を実行いたしました。

なお、当社は、当該各借入に対する担保提供のため、所有する不動産について、2020年5月28日付及び2020年6月25日付で、下記借入先との間で抵当権設定契約を締結しております。

(a) 借入先 三井住友銀行
金額 1,200百万円
借入金利 短期プライムレート
借入期間 2020年5月28日から2020年7月21日、期限一括返済

(b) 借入先 三井住友銀行
金額 1,100百万円
借入金利 短期プライムレート
借入期間 2020年6月25日から2020年7月21日、期限一括返済

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【変更前】

上記(1)(iii)に記載のサマンサタバサの借入に対する担保提供のため、当社は、所有する不動産について、2020年5月28日付で、株式会社三井住友銀行との間で抵当権設定契約を締結しております。担保として提供された不動産の帳簿価額の合計額は次のとおりです。

担保提供物件 土地 2,575百万円
建物 1,033百万円

【変更後】

上記(1)(iii)に記載のサマンサタバサの各借入に対する担保提供のため、当社

は、所有する不動産について、2020年5月28日付及び2020年6月25日付で、株式会社三井住友銀行との間で抵当権設定契約を締結しております。担保として提供された不動産の帳簿価額の合計額は次のとおりです。

担保提供物件	土地	2,575 百万円
	建物	1,033 百万円

以 上